

社会福祉法人 やまと福祉事業団 令和7年度 事業報告

はじめに

令和7年度は、社会を取り巻く経営環境が大きく変化する中、当法人にとっても「変化への適応」と「本質的な価値の再確認」が問われる一年となりました。

物価高騰、エネルギー価格の高騰、食材料費や人件費の高騰、人手不足、ICT機器導入による事務作業等の簡素化など、従来通りの法人運営だけでは持続が難しい時代に入ってきました。

その一方で、長年私たちや事業を苦しめてきた新型コロナウイルス感染症の影響が収束し、人と人との成り立ってきた福祉の原点を実感する年でもありました。

また、成年後見制度（以下、後見制度）の見直しについては、国連の委員会が、障害者の権利を否定しているとして、廃止を勧告するなど、国内外から批判がありました。

法務省諮問機関である法制審議会総会において、民法（成年後見等関係）部会の報告書が可決され、いよいよ民法改正を含む制度改正の方向が固まりました。

ただ、一方で同時期に行われた解散総選挙において政治情勢が大きく変動したこともあり、今後の国会動向に注視していたところ、本年4月4日「成年後見途中終了可能に」「本人の意思尊重」等を中心とする民法改正案が閣議決定されました。

本人の判断能力に応じて権限に差を設けた三類型のうち、「後見」と「補佐」を廃止し、「補助」に一本化する。

認知症の人らが特定の事項について、代理してもらえるようにする。同制度の見直しは2000年の開始以来、26年ぶり。制度利用後、必要なくなれば止められるようにするなど、「オーダーメイド型」に改める。

政府は今国会での成立を目指す。施行は一部を除いて、公布から2年6か月以内。現行の制度は、例えば遺産相続に際して、利用を開始したのに、望んでいない日常の財産管理まで任せることになり、使い勝手の悪さが指摘されていた。

今回の後見制度の抜本見直しは、知的障害者が利用しやすくす

るために、当法人の前身でもある「育成会」が主導して実現したものである。

当法人としても、法人役職員が一丸となり、各育成会をはじめ相談支援事業所や他の法人事業者や運動団体とも連携して実効性を高める取り組みを進めていく必要があります。

令和6年度より、障がい者支援施設「入所施設」と共同生活援助「グループホーム」に「地域連携推進会議」という仕組みが導入されました。

近年、障がい福祉サービスの経験のない事業者の参入もあり、支援の質の確保や、地域での生活マナー等が課題となってきたことに加えて、居住の場である施設やグループホームが閉鎖的になることが懸念されていました。

こう云った課題を解消するために、介護保険の「運営推進会議」を参考に、地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催することが「令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定で努力義務化され、令和7年度からは、義務化となったのです。

構成員は、「利用者代表」をはじめ、グループホームの所在する地域の「自治会長・市社会福祉協議会事務局次長・保護者代表・地元企業事業者」等で構成され、総成員には、グループホームでの生活を見学の上、会議を開催しており、地域に開かれたグループホームとしての営みが一層進むことになります。

また、こどもに接する仕事をする人の性犯罪歴の有無を確認する学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（「以下：こども性暴力防止法と云う」）の施行に向け、本年1月9日こども家庭庁が指針を発表しました。

この法律は、令和6年の通常国会で成立・公布され、令和8年12月25日から施行されるが、同法は、学校や児童福祉施設、認定こども園に犯罪歴確認などを義務付ける。

教員、保育士ら常にこどもに接する職種は一律対象となる。また、学習塾やスポーツクラブ、認可外保育施設などは、任意の認定制度を設ける。

認定を受けると、ふくろうをモチーフにした専用のマーク「こ

まもろ」を名刺や看板、ウェブサイトなどに表示してアピールできる。性犯罪歴は、新規採用や配置転換の際、内定、内示から従事までの間に確認。現職者は義務事業で、施行から3年以内、認定事業は認定から1年以内が確認期間となる。

性犯罪歴が確認された場合、新規採用は内定取り消し、現職者は配置転換などの措置を講じる。

指針では、事務職や送迎バス運転手らを現場判断で対象にできるように整理。急な欠員など、急な事情で犯罪歴確認が間に合わない場合、確認が済むまでこどもと一対一にさせないことを原則とし、先に従事させることを認める特例を盛り込んだ。

また、事業者に対し、いずれ性犯罪につながる可能性のある「不適切な行為」を事業の実態に即して定めることを求め、具体例を示した。

当法人として、同法により性暴力を防ぐための取り組みが求められることから、過日（令和8年6月1日）先ずは、幹部職員を対象とした説明会をスタートさせました。

また、同法の指針に基づき早速「就業規則」「嘱託及び非常勤職員・契約職員 就業規則」を一部改正整備し、また、こども性暴力防止法施行ガイドラインに準拠した「児童対象性暴力等対処規定（案）」共々、この度の評議員会・理事会に重要議案として提出させていただきました。

承認され次第、順次全職員に研修・説明会を開催し、同法の目的・内容・個人情報保護等と併せて、周知徹底を図る所存であります。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産に、世界をつなぐ古代の宮跡と云われる「飛鳥・藤原の古都」が20年越しの悲願がかなって、世界遺産登録される見通しとなったと云うビッグなニュースが、この度「令和8年6月6日」、飛び込んできました。

飛鳥宮跡や高松塚、キトラ古墳などからなる遺産は、明日香村、橿原市、桜井市とつながる遺跡群であり、当法人としてももっとも身近な世界遺産でもあります。

当法人としても、平成19年から毎年、飛鳥歴史公園内で耐寒マラソン「理事長杯少しだけマラソン大会」を開催するなど、同公園管理者の承諾を得て、平素から日中活動の場の一つとして、

使用させて貰っている関係から、この度、同管理事務所から「キトラ古墳壁画体験館＜四神の館＞内」の売店施設で販売する授産品を考えてみないかと云う結構なお話を頂戴しました。

協議の結果、当就労支援事業所、かしはらワークス「実ん都」のサブレ「白虎型」を用いたアイスクリームや焼き菓子の販売することになり、近く「商品取引契約書」を締結することになります。

このように、私たちの身近なところにある世界遺産に触れることができる喜びを利用者共々感じながら、今後とも、こう云った活動の機会を増やし続けていく所存であります。

そうして、活動の基本理念である共生社会の実現に向け、障害のある方々が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、本人の社会参加を制約する社会的障壁を除去する活動を積極的に進めていく必要があります。

法人は、本年7月で平成13年7月の創設から、丸23年を迎えることとなりますが、その活動は、暮らしを守る「福祉の原点に立ち」コロナ禍により急増した生活課題への対応策と、新たなアイデアや工夫を取り入れた新しい障がい児・者福祉の実践を模索し、これまでの「歩みをとめない」ための具体的な方策を講じてまいります。

こうした活動が、地域の人々や世論の理解と共感を得て障がい児・者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会や、生活実現への一步になることを信じ、法人組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに、令和7年度事業報告とし、引き続き知的・発達障がい児・者の福祉の向上に一層努力する所存であります。

実施報告

1. 法人本部

(1) サービスの質の向上

引き続き、社会福祉法人の責務に鑑み、地域福祉の拠点施設として、更なる法人の機能強化に向け、積極的な事業展開を図りました。

重点目標としては、

- ① 多動や他傷性のある重度障がい児・者などで、危険を防止するための対応や支援の必要な重度利用者にあっては、支援方法や体制について、十分な配慮と検討を行いました。
- ② 就労継続支援(B型)・就労移行支援の取り組みを通して、障害者の就労の方向性について検討いたしました。
- ③ グループホームや通所サービス等、障がい者の生活全般についての検討や相談支援事業の強化等、今後の支援の方向性を纏めました。
- ④ 青色防犯パトロール隊の活動を継続すると共に、更なる地域貢献活動として、地域住民のニーズや意向を把握しながら、プラスワンの新たな貢献を推進するなど、活動を強化しました。
- ⑤ 首都圏直下型地震や南海トラフ・火山の噴火などの大災害の発生の懸念が指摘される中、また、感染症等の予防をしながら「できること、できる方法」を生み出す、障がい児・者福祉の本領を発揮する時だと考え、利用者の安心、安全の確保と事業の継続について万全の対策を講じました。

また、グループホームの敷地内に、約400万円かけて玄米の保管倉庫を設置し、檀原市の防災計画と連動した災害時の支援・応援・体制を構築しました。

(2) 財務基盤の安定化

利用者へのサービス提供基盤をより強固にするためには、財政の安定など、利用者の安心感が得られる充実した環境づくりが重要である。

これまで、通所者やグループホーム体験利用者への利用促進への様々な角度からの働きかけ等により、また、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの積極的な展開により、同事業での利用者の増加に伴って、デイケアの利用者も増加した結果、給付費の伸びが前年度比で、毎年約18%位の伸びを示しておりましたが、コロナ禍

の令和5年度以降は、報酬改定もあって、前年度に比べ若干の落ち込みが見られた。

特に、令和7年度は、生活介護や児童発達支援等の見込み利用者の獲得に積極性を欠くなどの結果、介護給付費・処遇改善加算金を入れて、前年度比約5.6%程度の落ち込みが見られた。

これに対し、人件費は、ここ数年間は、収入のほぼ65%前後で推移するなど、若干の乱高下はありますが、ほぼ適切な水準に収まったのではないかと思います。

今後共、これらの事業を堅実に拡大しつつ、給付費等の増収も図り、安定的な事業運営の持続及びコストマネジメントの徹底と創意工夫につとめ、更なる財務基盤の安定のため、全役職員が一丸となって取り組みます。

(3) 有能な人材確保と育成

社会福祉法人には、質の高い障害福祉サービスを安定して継続的に、提供することが求められている。それを担うのは、偏に人材であり、将来の法人の姿を考えると、法人の成長は「人材の育成」にかかっていると云っても過言ではありません。

法人理念を基本とした新人、中堅職員の育成はもとより、法人運営の中核となる幹部や支援職員等次世代リーダーの育成は急務であります。

事業部門別諸会議の運営の中心を役職とし、本部で会議を重ねることで、法人の理念・経営への意識を高めつつあります。

人材の育成は、今後の法人経営の方向性を示す重要なことから、当該職員の人材育成、配置はこの2～3か年間をかけて準備する。

先の報酬改定でも示されたように、良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から福祉専門職の配置割合が高い事業所を評価できる新たな区分を創設するなどの見直し措置が図られました。

障がい者福祉のスペシャリストとして、時代と社会のニーズに対応できる人材がこれまで以上に求められることから、業務への取り組み意識を改革し、職員の資質の向上を図るため、人材育成を目的とした内外研修等を引き続き積極的に実施します。

(4) 人事制度・法人の組織強化

(活力と持続的発展性のある組織づくり)

各事業所の利用者の円滑な支援に向けて、これまで同様に適正

な人の配置ができるよう法人の更なる組織強化を進める。

適正な人員配置、組織については、運営会議で検討し、理事会・評議員会に提案する。

また、少子高齢化に伴う障がい福祉制度の変革を見すえて、福祉人材の確保が難しくなる状況を勘案した人員確保の方策を明確にした経営モデルを構築する。

人事制度については、人事考課を昇・降任に反映するため、法人としての人事情報管理を開始し、給与表の見直しを行う。

職員は自覚して自己啓発をし、上司は責任を持って部下を育成する風土を醸成し、利用者への最良の支援を実現する。

(5) 働きかた改革「働きやすい職場づくり」

介護など福祉業界は、離職率が高く人材確保が困難と云われていますが、当法人では、これまで、成人分野・児童分野共に、定着率が好調でした。

しかし、此处に来て若干の出入りはあったものの、中心となる職員はほぼ定着安定しつつあります。

過去の経験を活かし、長時間労働や・メンタル不調の防止を図り、安心・安全な職場として職員の定着と業務のベストパフォーマンスが発揮できる職場環境を目指し、先ず、取り組んだのが「NO 残業」でした。

職員に「定時には、パソコンの電源を落として」定時に退社すること。遅くとも、定時から 30 分以内には、完全退社するように徹底します。

それでも、残業を余儀なくなった場合には

- ① 残業する仕事の計画を立てる
- ② 作業時間を決めて承認を受ける
- ③ 無駄をなくし、時間を厳守する

ことを条件として、上司の伺いを立てるよう指示し、既に、その旨を各事業所に掲示しているところでもあります。

また、法令に従いこの度の働き方改革の目玉である年次有給休暇の最低 5 日以上の取得についても全員消化しており当然ながら働きやすい環境情勢になりました。

(6) 事業の進捗状況の点検把握と改善。

それぞれの事業の着実な実現に向け、その推進状況を評価するため、今後の目指すべき姿を示した指標を設定し、その進行や達成状況等について点検を行い、進捗状況の把握に努め、現状と課題、今

後の方向性について適切な指導あるいは指示をこまめに行い改善につとめました。

(7) 法令遵守及び苦情解決のしくみと危機管理体制の整備

障害福祉サービス利用者の適切なサービス利用及び権利擁護を目的に、事業者として、常にその提供する障害福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、その仕組みにおいて、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進してまいります。

併せて、法人、組織体制の点検を行い、運営を確固たるものとするため危機管理体制を整備・確立し、利用者から信頼され、安心される体制の構築を目指しました。

また、障害児・者の人権を対象としたすべての方々の人権を擁護するとともに、個人情報保護を含むコンプライアンスの遵守を徹底的に実行しております。

更には、東日本大震災より14年が経過しましたが、来るべき東南海地震や首都直下型地震等への防備として、災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について引き続き検討を行うとともに、大規模災害に備え、既に、檀原市と法人との間で、当法人の生活介護事業所（友の室）と（自立支援センターかしはら）の2施設を檀原市民間福祉施設一時避難所として「災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力に関する協定書」を締結しております。

引き続き、令和2年5月に移転した福祉型児童発達支援センター「なら子ども発達支援センターふぁ～すと」も災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力施設として、檀原市との協定締結を行い、平時からの防災体制及び災害発生時の効果的な支援体制の強化構築を目指します。

また、7・8月の猛暑が続く、熱中症の患者が予想されることから地域の方々のクーリングシェルター「避暑地」として、点在する当法人の事業所を可能な限り開放することも検討してまいります。

(8) 地域社会への貢献（地域住民や関係機関・団体等との連携の促進強化。）

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法人の「連携・協働・

合併・事業譲渡」など、社会福祉法人の事業展開が取り上げられるようになりました。

その背景要因は、社会福祉法人改革です。地域における公益的な取り組みを実施する責務が定められ、各地で複数の法人が連携・協働して責務を果たそうとする動きが始まったことが事業展開の検討の背景要因と考えられます。

人口減少や急激な高齢化、地域社会の脆弱化によって、地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、従来のように福祉各法で想定する典型的な福祉ニーズに対して縦割りでサービスを提供するのでは、対応が困難になり、地域のニーズを起点に制度別のサービスや制度外のサービスに横櫛を通すことが求められている。

その次は、2040年問題です。人口減少社会、そして急速な高齢化に伴って、現役社会である生産年齢人口の割合が急激に減少することが予想されます。

その中で社会にある「人・モノ・カネ」の諸資源を効率的かつ効果的に活用するため、ICT「※」やロボットなどだけでなく、福祉サービスの供給メカニズムの抜本的な見直しが求められ、連携・協働化・大規模化が、有望な手段だと期待されています。

当法人としては、このような社会福祉法人の事業展開の検討には至っていませんが、身近な活動として、既に実施しています「青色防犯パトロール隊」の活動を手始めに、地域に根ざした開かれた法人施設として、今後とも地域住民との良好な関係や、関係団体・機関、その他社会資源などとも密接に連携し、相互の信頼と協力により、所期の目的達成に努める所存です。

※ICTとは、「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳されている。ICTは、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のことである。ICTは、デジタル化された情報通信技術であり、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

2. 各事業について

「補足資料：別表・現状と課題、今後の方向性」参照

(1) 生活介護事業「友の室」

生活介護事業「友の室」では、利用者の自立へ向けた支援と社会参加や地域生活など日常生活の充実に資することを主な目的とし、活動を継続推進してまいりました。

利用者への支援は心身の状況に柔軟に応じると共に、ケアマネジメントの手法を用いて、個別支援計画に基づいた適切な支援を行っております。

防災面では、橿原市と福祉避難所としての調整を行いました。また、BCP（事業継続計画）の策定や火災の他にも地震を想定した避難訓練を重ねる等の対応も強化してきました。

友の室としまして、以下のような取り組みを支援の基軸におき活動を行いました。

- ① 年齢や障がい特性を十分に把握し、課題の酷似したグループ編成による無理のない支援プログラムを行いました。屋内外と活動をバランスよく取り入れる事で、本人に必要な最低限の生活スキルの習慣を目指しました。
- ② 利用者本人の日常生活に必要な社会関係を習得する為、地域の人々と積極的に交流を図る取り組みとして「ゆうゆ〜今井」や「青空市」を活用し、文化的な創作活動や授産品の販売活動を行いました。
- ③ 地域への貢献と地域社会につながる活動として、青色防犯パトロールやSDGsの取り組みである地域の清掃を、職員・利用者共に日中活動の中で行っています。
- ④ 社会資源との連携をはかり、アルミ缶や古紙等リサイクル品の回収作業やポスティングを通じて地域との交流、啓発を図りました。
- ⑤ 更には、園芸・農作業として野外活動での野菜作りに加え、環境に優しい商品開発として麦から育てた「麦ストロー」の生産・販売を行っています。環境問題のニーズに応える商品として、力を入れて取り組んでおります。
- ⑥ また、「ナイスハートふれあいのスポーツ広場」や、「奈良県障害者作品展」などのイベントに可能な限り参加しました。利用者の日々の頑張りが評価され、「奈良県障害者作品展」では5年連続で優秀賞を頂く事ができました。

令和8年度も現在の取り組みを深化させ、引き続き、社会資源の開拓と創出、また、授産事業の強化を主とした取り組みを通じて利用者個々人が充実した日々を過ごせるよう努めてまいります。

また、令和7年度友の室利用契約数は46名となっております。

(2) 西和地区「上牧町内」における生活介護事業所新規建設の進捗状況について

途中経過については、本年3月の理事会・評議員会において口頭での説明となりましたが、現時点での進捗状況について報告いたします。

当初の計画では、生活介護事業所と放課後等デイサービス事業所の併設による建設計画で進めてきました。

同時に、近くに職員・来客等の駐車場「30～40台駐車可能」用地の確保に奔走してきましたが、駐車場用地の確保に至らなかったことから、生活介護・放課後等デイサービスの併設を断念し、既存の生活介護事業所「友の室」同様に、生活介護事業所に、児童の短期入所をつけることに設計変更し、一部計画の変更を余儀なくされました。

このような経過から、早速、開発（建設）行為事前協議に入るべく、本年3月に上牧町長宛に、奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課長 高田土木事務所長宛の意見書の発行を依頼し、3月19日付の意見書の発行をもって、現在、協議中であります。

(3) 就労継続支援A型事業・B型事業・就労移行支援事業 多機能型かしはらワークス

一般企業に雇用されることが困難な障害のある人が、就労するにあたり必要な知識や能力の向上を図り、実習や職場探しを通じて、企業などへの雇用を目指した支援を行います。比較的軽度な方の就労に向けた活動の場を事業展開し、雇用に向け養護学校卒業生の進路として名乗りを上げることが喫緊の課題であります。

就労継続支援B型事業の活動内容としましては、染色講師の中居公子様の指導の下、布草履の鼻緒の染色技術や作品展など、作家とのコラボレーションを行い、メディアに広く宣伝し、「ゆうゆ～今井」での販売をはじめ、利用者様の工賃向上を目的に取り組んでいきます。他にも「ミニレストランまぁぶる」・「おかし工房実ん都」・「たこまる」の調

理作業や焼き菓子等の加工、商品管理、納品業務を続けていきます。

就労移行支援事業での活動としましては、「まゑぶる」「実ん都」「たこまる」「軽作業」での活動全般と、給食事業等の作業を利用者の特性に合わせて行ってまいります。就労支援事業所から一般就労への移行が未だ達成されておらず、今後の道筋として一般企業へのアピールを行います。

本年は就労移行支援事業所に1名、就労継続支援B型事業所に1名、また事業所内にて就労継続支援B型事業から就労移行支援に1名と、より一般就労への雇用に向けての動きがありました。定員割れをしている状況ではありますが、選ばれる事業所になるため、活動の場所を増やし、選択できる事業所になりうるよう、また地域に愛される事業所にと事業展開を行ってまいります。

今後は、商業施設等の販売会参加や養護学校との交流を多く持ち、地域での雇用に向けた就労支援にも力を入れていきます。また、放課後等デイサービスとの連携を強化し、養護学校高等部へのアプローチ、実習の受け入れも積極的に行い卒業生を受け入れる体制を整えてまいります。職業定着のために必要な支援や相談を行います。青色防犯パトロールとして地域で安全で安心に暮らす活動を引き続き行い、利用者が社会にとって必要な存在であることで、自信や喜びを感じ「働く」意味のある事業所にしてまいります。

(4) 共同生活援助事業・短期入所事業

「ビレッジまほら(A棟・B棟・うねび)」

「ビレッジまほら(短期入所)」

「うねび(短期入所)」

障がいのある方が自立した生活を送れる様に家庭的な雰囲気の中で食事・入浴・排泄などの日常生活の支援を提供しています。

現在、ビレッジまほら A 棟 18 名・ビレッジまほら B 棟 7 名・うねび 2 名が入居して日々、グループホームで共同生活を送っています。

その他、体験利用・短期入所のサービスを利用している利用者は成人で 10 名、特別支援学校の生徒 4 名については短期入所での受け入れを行っており入居へも繋がっています。

また、令和 7 年 4 月以降はまほら 1 名・うねび 1 名の新規入居者を予定しています。

各グループホームの居室は全て個室で利用者のプライベートな

空間は確保され、各利用者がそれぞれの余暇時間を過ごしています。

食堂・リビング・浴室・トイレなどの共用スペースについては職員の手により常に清潔が保たれています。

まほら A 棟・B 棟ではバリアフリー・耐震化・エレベーター設置・非常階段設置等を行っており、今後の重度・高齢化と災害に対して備えると共に、人員配置については夜間の見守り職員を配置するなど手厚い対応と、設備・人員面の両方で万全の支援体制を確保しています。

法人として利用者様のニーズに対して適切なサービスを提供する事により利用者の生活を 24 時間・365 日支えていく事が社会福祉法人の役割だと認識して今後も事業展開を推し進めて行くこととします。

(5) 福祉型児童発達支援センター

なら子ども発達支援センターふぁ〜すと

当センターは、開設から間もなく 7 年を迎えますが、引き続き奈良県下中南和地域の中核の療育センターとして、その機能を強化し、地域の療育支援事業所全体の質の底上げに寄与できる取り組みを、地域の障害児の発達支援の入り口として、保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、当センターの相談支援専門員、公認心理師等の専門職とも連携して、子どもの発達相談や家族支援を適切に行うなど、専門性の高い療育支援に向けて鋭意努力しております。

また、通所による療育センターとして定着してきました「親子通園」「毎日通園」「並行通園」「個別訓練」の療育支援を希望する家族や希望者が徐々に増え、利用登録者数が 84 名と増加してきました。橿原市は勿論の事、奈良県障害者総合支援センターのドクターからの紹介、各市町の担当課や保健センター、相談事業所の他に、幼稚園、保育園の方からの勧めや紹介、口コミ等による問い合わせも増えてきています。

① 「親子通園」

発達障害や、発達性共同障害のお子さんが早期に診断を受けられるケースが増え、1 歳児からの参加も増えてきています。

早期療育のスタートとして、親子での通園で、子どもの発達について知り、積極的に受けに来られる保護者が増えていきます。

また、保育園、幼稚園では集団生活が難しく、退所して来られるケースもあり、「毎日通園」へと移行されています。

② 「毎日通園」

集団生活が困難で言葉の遅れや軽度の知的障害、自閉症スペクトラムの未就学児で基本的な生活習慣がつきにくく、丁寧な個別支援が必要な未就学児が対象で、保護者の中には就労している方が多いです。毎日の決まった安心できる環境の中で小集団の中で発達を促していきます。

コミュニケーションが取りにくい、言葉がなかなか出にくい等のことが、毎日の療育の中で成長が見られ、日々療育の大切さが保護者にも伝わって「毎日通園」を希望される保護者が増えました。特に年3回の参観日、誕生会、夏祭り、運動会、遠足、卒園式等様々な行事もあり、給食の提供も好評です。食事の偏食で悩んでいる事が多く、食育としても勧められています。

③ 「並行通園」

幼稚園、保育園に通園されている未就学児が小集団で支援を受けています。園生活でなかなか集団の中に入りにくく、困難さがあるお子様も、自己肯定感が持てる様になってきています。

保護者支援として送迎も行っており、1昨年度より、幼稚園、保育園の先生から連携を兼ねて「ふぁ～すと」での様子を視察して貰うなどの連携を深めています。

④ 「個別訓練」

作業療法士による感覚統合訓練、STによる言語訓練は未就学児の訓練として定着しています。作業療法士による机上OTが始まり、その専門性から微細訓練として人気があり、お子様の発達の段階や支援の内容から、保育士や、公認心理師とカンファレンスを行い、個別訓練を進めています。

専門訓練士が子どもの発達を個人的な対応で促しています。年長児の小学校入学に向けて、学習支援も行っています。

⑤ 発達検査と個別面談

公認心理師が発達検査を新版K式発達検査で行っています。保護者にお子様の状態を伝える事で、お子様の今後の支援計画にも役立っています。半年ごとの間隔をおいて検査を実施する事によってお子様の支援に関わる支援者と保護者の共通認識に

役立っています。

専門的に発達についての相談がすすめやすくなっています。半年ごとに個別支援計画の見直しの為、個別面談を行っています。それ以外でも、保護者との面談が必要な場合は面談し、保護者の支援として、十分な時間をとって支援の充実を図っています。

本年も、引き続き本格的な療育センターとして発展充実させ、新たな「福祉型児童発達支援センター」へと繋げて行くためにも、また、名実ともに中南和の療育拠点として認知されるよう、専門性のある支援者を育成する観点から、職員間での勉強会やカンファレンスを行い、保護者にとっても利用しやすいセンターとして、役割を発揮していけるよう鋭意努力を重ねて参る所存であります。

(6) 児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業

「ファミリーサポートかしはら（たいよう）」

「ファミリーサポートこおりやま（宇宙）^{そら}」

「ファミリーサポートせいわ（大地）^{だいち}」

「ファミリーサポートかしはら（大海）^{うみ}」

「ファミリーサポートかしはら（銀河）^{ぎんが}」

「ファミリーサポートかしはら（大河）^{たいが}」

「ファミリーサポートせいわ（大地の森）^{だいち もり}」

「ファミリーサポートかしはら（はやぶさ）」

「ファミリーサポートかしはら（りゅうぐう）」

「ファミリーサポートかしはら（すてっぷ）」

この事業は「障がい児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」としており、成長期の児童・生徒における早期教育・早期療育支援の立場から、お母さんの就労という家族支援の観点からも、最も重要なサービスであります。

また、当法人の展開する居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」の利用者として、更には、卒業後の進路として、当法人の生

活介護事業や就労系支援を選んで貰えることも、この事業の目的の一つでもあります。

また、法人事業収入全体の約65%前後を占めるまでに至り、法人事業躍進の原動力にも成長しております。

この事業は、事業開始直後から利用者が急激に増加し、今では、利用者が、特別支援学校4校、加えて、奈良市、生駒市、宇陀市・奥吉野、東吉野を除く、地域の小・中学校の特別支援学級の児童生徒、更には、就学前児通園施設「奈良県リハビリセンターの「わかくさ愛育園」「かしのき園（橿原市）、仔鹿園（奈良市）」等を卒園して小学校へ進学して放課後等デイサービスへの利用契約が徐々に増加しつつあって、10事業所の契約者数は、現在365名「内訳：たいよう20名・宇宙^{そら}31名・大地^{だいち}44名・大海^{うみ}32名・銀河36名・大河19名・大地の森45名・はやぶさ27名・りゅうぐう31名・すてっぷ80名」と推移しており「すてっぷ」が加わった分だけ増加しています。

放課後等デイサービス事業所については、全体的には契約者数の変動はないものの、事業所別では増減がみられる。

本年度も、まだ完全には終息していない新型コロナ等の感染防止に気配りしながら、魅力ある活動メニューを示し、充実した放課後等の支援により、更なる利用者の増加と増収に務めて参ります。

ただ、この度の新型コロナウイルス感染による緩和措置も解消され、障害福祉サービスの報酬改正に照らした運営を行って安定運営に向けた支援を行います。3か月の平均利用者の定員が125%を超えないためにも、また、養護学校卒業後の進路として貰うためにも、西和地域での新規事業所「放課後等デイサービス事業所・生活介護事業所」を創設すべく、前述の通り、本年度も引き続き用地の確保と建設に向けた活動を推進してまいります。

(7) 居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」

本事業は、障害のある方の休日や長期休暇等における本人の活動の幅を広げるための余暇活動等を支援する観点から、平成19年11月事業開始し、令和8年3月末で19年4か月になります。

利用者への積極的な情報提供の観点から、毎月企画発行するイベント情報も、二階堂養護学校、西和養護学校、大淀養護学校在学中の利用者には、毎月その都度ご本人に手渡し、それに、地域の小・中学校の各特別支援学級の児童・生徒に配布し、本年3

月で、発行回数も 220 回（月）を重ねるに至りました。

その結果、学校側の理解と協力により、くち込みや積極的な広報活動の成果もあってか、新型コロナ禍にあっても利用申し込みがあり、現契約者数が 212 名とここ数年間は横ばいの状態で推移しております。

1 昨年春までは、新型コロナウイルス感染症が完全に収束しなかった状況下において、近隣の府県の状況により急遽の企画の変更や、参加人数の縮小などの対策により、休日等の利用者数は平均約 30～40 人程になることもありました。

しかし、本年度からは周辺府県での社会資源の活用もできる状況にもなりつつあることから、イベント利用にあたっては、引き続き感染症等への対策を講じながら、場所によっては密集にならない、手洗いの励行、マスク着用の対策を施し、「絶対に感染しない。感染させない」を常に意識し、利用者、職員ヘルパー共々徹底して行っていく所存であります。

今後ともこの事業の重要性に鑑み、利用者がより一日を充実して過ごせるよう、様々な資源の活用、利用者の障がい特性に沿った活動内容、さらには職員、ヘルパーが個別支援計画に基づき、支援技術の向上に努め、あらゆる機会を捉えて事業所の活性化を行っていきたいと考えております。

（８）指定「一般・特定・障害児」相談支援事業（障がい児・者相談支援センターなら）現在、契約者数「312 名」

相談支援事業は、障がい児・者の自立した生活を支えていくため、利用者の抱えるニーズや、課題にきめ細かく対応するとともに、必要な情報の提供や助言等を行い、様々な地域の資源や、契約制度のもとで、障がい福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくことであります。

また、個々の利用者への支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で、サービス提供事業者などと連携して検討し、支援体制を整えて行くことが必要であります。

この制度は、平成 24 年 4 月から全障がい児・者に適用実施するとしていますが、檀原市のように市の要綱でその上限を決めており、障がいの状況や特性等から必要性があっても、それ以上は何としても支給しないと云う市町村もあります。

○ 障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成に

向けて作成する。

- 計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどを記載する。

と云うこのサービス等利用計画作成の趣旨や、重要性、必要性を尊重していない行政もあります。

その一方で、本人の障害特性やそれを支援する家族の状況等を総合的に勘案して、必要な日数や時間数を支給決定している市町村もあり、その格差が著しい状況にあることから、私たちは、当事者が立ち上げた法人として、あくまでも利用者のサイドに立った姿勢を貫き、地域自立支援協議会や障害者団体協議会などの運動団体と協働して、この制度の円滑な推進と平準化に向けて市町村に求めていく所存であります。

令和7年度は、前年度に引き続き、障害福祉サービスの利用を行うために必要となる、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を主な業務とし、生活する上での困りごとに対しての相談や必要な福祉サービスの情報提供等を行ってきました。

当事者のニーズや置かれている状況を適切に判断し、生活する上で必要となる福祉サービスの利用に向けて取り組んでいます。当事者、家族が置かれている状況や必要とする支援も複雑化する中で、既存の障害福祉サービスだけでは支援が十分とは言えない状況があります。相談員は障害福祉サービスについての知識だけでなく、多方面の知識や情報が求められます。日常的な業務の中で相談員としての専門性、知識や技術を高めていくことが必要だと改めて感じました。

令和8年度も引き続き、現在、担当をしている当事者のサービス等利用計画・障害児支援利用計画を滞りなく更新していきながら、当事者が必要としている障害福祉サービスの利用が継続できるように取り組んでいきます。また、新たに福祉サービスの利用を希望される方がスムーズに利用を開始できるように、計画の作成と共に必要な支援を行っていきます。

障害を抱える当事者とその家族が必要とする支援を滞りなく活用できるように、相談員として必要なスキルの向上に努め、適切なアセスメントのもとサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施ができるように取り組んでいきます。

令和7年度 サービス等利用計画、モニタリング請求実績

		計画	モニタリング
令和7年	4月	15	22
	5月	73	18
	6月	23	22
	7月	27	34
	8月	14	46
	9月	12	88
	10月	15	32
	11月	18	37
	12月	18	49
令和8年	1月	18	31
	2月	15	38
	3月	86	157
合計		397	574